

あおぞらテレフォンバンキング規定

あおぞらテレフォンバンキング規定（以下「この規定」といいます。）は、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が自らの計算において「あおぞらテレフォンバンキング」を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。）の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、あおぞらテレフォンバンキングを利用するものとします。

1. あおぞらテレフォンバンキング

(1) あおぞらテレフォンバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、お客さまが当行所定の電話機を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、当行がその手続を行うサービスをいいます。

(2) 利用可能なサービス

お客さまがご利用いただけるサービスは、後記①から③までのとおりとします。ただし、一部の店舗ではご利用いただけないサービスがあります。

①照会サービス

②資金移動等サービス

A. 振込

B. 振替

C. 定期預金取引

D. 個人向け円仕組預金取引

E. 個人向け外貨預金（普通預金・定期預金・特約付外貨定期預金（仕組預金）取引

F. 投資信託取引

③申込・届出受付サービス

A. 住所変更申込

B. 各種変更の届出等

(3) 利用可能なお客さま

本サービスをご利用いただけるお客さまは、当行本支店にお客さま名義の普通預金口座を有し、かつ、当行本支店で書面その他当行所定の方法により本サービスの申込をした日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。

(4) 利用口座

①利用口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがあるときを除き、原則として、当行本支店におけるお客さま名義のすべての口座（普通預金口座、個人向け外貨普通預金口座、定期預金口座、個人向け円仕組預金口座、個人向け外貨定期預金

口座、個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）口座および投資信託口座をいい、以下、これらを合わせて「全口座」といいます。）とします。

②前記①にかかわらず、利用口座は、当行所定の時期に当行所定の基準および方法により当行所定の種類の口座につき当行所定の数の範囲内において全口座の中から自動的に選択されるため、将来の選択基準の変更その他の事由により、利用口座であったものが利用口座でなくなる、また逆に利用口座でなかったものが利用口座となることがあります。

③本サービスの利用口座とあおぞらインターネットバンキングの利用口座とは一致しないことがあります。

(5) 代表口座

①代表口座は、利用口座のうち、代表口座としてあらかじめお客さまより指定のあった申込店（お客さまから本サービスの申込を受付けた当行本支店をいいます。以下同じです。）におけるお客さま名義の普通預金口座とします。

②本サービスでは、代表口座の変更はお取り扱いできません。

③本サービスの代表口座とあおぞらインターネットバンキングの代表口座とは一致しないことがあります。

(6) 指定預金口座

「投信総合取引規定」「外国証券取引口座規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託特定口座取引規定（特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定）」「累積投資規定」により構成されている当行所定の取引関連規定（以下「投資信託取引関連規定」といいます。）に定める指定預金口座で、投資信託受益権または証券投資信託受益証券（以下「投資信託受益権等」といいます。）の取得、解約、売却、償還等に係る金銭の引落としおよび受取り等のための口座を本サービスにおける指定預金口座とします。

(7) 事前登録口座

事前登録口座は、後記A. およびB. に該当する口座のうち、あらかじめお客さまより指定のあった口座とします。

A. 当行本支店における第三者名義の普通預金口座

B. 当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座

(8) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

(9) 利用限度

本サービスの1日に取扱う取引金額・数量の上限およびその他の利用限度は、当行が

別途定めた限度内とします。

(10) 手数料等

- ①本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料等をいただくことがあります。
- ②本サービスによる振込、振替、振込の組戻しおよび変更その他当行所定の取引については、当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻料および振込変更手数料その他当行所定の手数料等をいただきます。
- ③前記①および②の手数料等は、当行またはお客さまの指定する口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日、当行所定の方法により、自動的に引落します。

2. サービス内容

(1) 照会サービス

利用口座に関する残高照会および取引内容照会等の当行所定の各種照会サービスです。

(2) 資金移動等サービス

① 振込

- A. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、事前登録口座の当行本支店における第三者名義の普通預金口座ならびに事前登録口座の当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定する口座あてに電信扱いで振込をすることができるサービスです。
- B. 当行がお客さまからの依頼内容に基づいて振込先の金融機関あてに振込通知を発信した後は、振込取引の依頼を変更もしくは取り止めること、または訂正もしくは組戻しの手続を行うことは原則できません。この場合、お客さまと受取人との間で協議してください。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

② 振替

後記 a. から b. までの記載の処理の依頼をすることができるサービスです。

- a. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、利用口座の普通預金口座または個人向け外貨普通預金口座に入金すること。
- b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、利用口座の普通預金口座に入金すること。

③ 定期預金取引

- A. 定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期取扱区分変更を行うことができるサービスです。
- B. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限り、開設した定期預金口座は、

自動的に利用口座に登録され、そのお届け印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。

- C. 預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の定期預金口座に入金する方法により行うものとします。
 - D. 預入される定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
 - E. 中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
 - F. 利用口座の定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります。）。
 - G. 利用口座の定期預金の満期取扱区分変更に係る預金元利金の受取は、解約日にあらかじめお客さまより指定のあった口座に入金する方法により行うものとします。
 - H. 満期日解約、満期取扱区分変更は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
 - I. 満期取扱区分変更の申込は、当行所定の期間内に限ります。
- ④個人向け円仕組預金取引
- A. 個人向け円仕組預金の口座開設、預入を行うことができるサービスです。
 - B. お取引店は、当行所定の個人向け円仕組預金取扱店とします。
 - C. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限ります。開設した個人向け円仕組預金口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。
 - D. 預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け円仕組預金口座に入金する方法により行うものとします。
 - E. 預入される個人向け円仕組預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
 - F. お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け円仕組預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け円仕組預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け円仕組預金の口座開設および預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
- ⑤個人向け外貨預金（普通預金・定期預金・特約付外貨定期預金（仕組預金））取引
- A. 個人向け外貨普通預金の口座開設、預入および引出、個人向け外貨定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期日解約予約、ならびに個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の口座開設および預入を行うことができるサービスです。
 - B. お取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。
 - C. 口座開設は、申込店を取扱店とするものに限ります。開設した個人向け外貨普

通預金口座、個人向け外貨定期預金口座および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）口座は、自動的に利用口座に登録され、そのお届け印は、共通印鑑としてお客さまが当行に別途届出ている印鑑（改印となった場合には、変更後の印鑑）を使用するものとします。

- D. 個人向け外貨普通預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります）。
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨定期預金口座
- E. 個人向け外貨定期預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨定期預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります）。
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- F. 個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります）。
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- G. 預入される個人向け外貨定期預金および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
- H. 個人向け外貨定期預金の中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
- I. 利用口座の個人向け外貨定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります）。
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
- J. 利用口座の個人向け外貨定期預金の満期日解約予約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります）。)
- K. 個人向け外貨定期預金の満期日解約、満期日解約予約は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
- L. 個人向け外貨定期預金の満期日解約予約の申込は、当行所定の期間内に限ります。
- M. 利用口座の個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の満期日自動解約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします（ただし、当行所定の条件を満たすものに限ります）。
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座

N. お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け外貨預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け外貨預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け外貨普通預金の口座開設、個人向け外貨定期預金および個人向け特約付外貨定期預金（仕組預金）の口座開設および預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

⑥投資信託取引

A. 後記 a. および b. に記載の取引の依頼をすることができるサービスです。なお、投資信託取引の場合、その成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続を当行所定の時限までにおとりいただくことがあります。

a. 買付取引

指定預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、投資信託受益権等を買付け、利用口座の投資信託口座にて保護預り、記載、記録、取扱いをする取引。

b. 換金（解約）取引

利用口座の投資信託口座における投資信託受益権等の全部または一部を換金（解約）し、指定預金口座に入金する取引。

B. 投資信託受益権等の購入・募集注文に際して、お客さまは、あらかじめ当行が所定の方法により交付する当該商品の投資信託説明書（目論見書）および目論見書補完書面に記載の当該商品の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引に係るリスクについては、お客さま自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、投資信託受益権等の取得に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

C. 本サービスにおける投資信託取引の利用時間は当行が別途定めるものとし、かかる利用時間はこの規定や「投資信託取引関連規定」等に定めたものと異なることがあります。

D. 1回当たりの取引の限度額および1日当たりの取引の限度額および回数は、当行の定めるそれぞれの金額および回数とします。

E. 投資信託取引における取引日付（約定日、受渡日等）、取引方法等については、当行所定のものとします（依頼成立日と約定日は異なることがあります。）。

F. 精算代金の受渡方法は後記 a. および b. のとおりとします。

a. 取得代金の支払は、指定預金口座から必要な金額を引落とし、当行で別定める決済専用口座へ入金する方法により行うものとします。

b. 解約金・売却代金・償還金・収益分配金の受取は、指定預金口座に入金する方法により行うものとします。

G. 投資信託受益権等は、すべて利用口座の投資信託口座にて保護預りまたは記載もしくは記録され、取扱われます。

H. 後記 a. または b. に該当する場合には、本サービスにて投資信託取引をご利用いただけません。

a. お客さまが指定預金口座を解約した場合。

b. お客さまが投資信託口座を解約した場合。

(3) 申込・届出受付サービス

①住所変更申込

- A. 当行へ届出の住所を変更することができるサービスです。
- B. 住所変更の手続は当行所定の方法により行います。
- C. 住所変更の届出を受付けた場合には、お客さまが指定した口座を含む、すべての口座について同様に変更するものとします。
- D. 受付可能な申込は、当行所定のものに限りします。

②各種変更の届出等

A. 各種変更の届出

- a. 当行に届出の事項のうち、当行所定の事項について、本サービスにより変更の届出を行うことができるサービスです。
- b. 各種変更の届出の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付けた変更の届出によっては、お客さまから届出の対象とする口座の指定があると否とを問わず、お客さまのすべての口座について同様に変更することがあります。
- d. 届出の手続の中には本サービスによっては受け付けることができないものがあります。

B. キャッシュカード引出限度額変更

- a. 当行所定のキャッシュカード（Visa デビット機能が付帯されたものも含みます。）に関し、利用口座の普通預金口座からCD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を変更することができるサービスです。
- b. 変更することができる当該1日あたりの引出限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- c. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。
- d. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限りします。

C. あおぞらインターネットバンキング利用再開の届出

- a. お客さまによる緊急利用停止により利用に支障を生じたインターネットバンキングの利用再開のための届出をすることができるサービスです。
- b. 届出の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付可能な届出は、当行所定のものに限りします。

D. あおぞらインターネットバンキング届出事項の初期化等の届出・申込

- a. あおぞらインターネットバンキングにおける当行に届出の事項のうち、当行所定の事項について、本サービスにより初期化等の届出・申込ができるサービスです。
- b. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限りします。

(4) ①お客さまからの依頼内容に係る取引の約定日・処理日・処理指定日・処理金額その他の内容・条件、本サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座、指定預金口座および事前登録口座は、当行所定のものに限りします。

- ②本サービスによる取引の対象とすることが可能な預金および投資信託の種類・商品は、当行所定のものに限ります。
- ③異なる通貨への換算を行う必要がある資金移動等サービスについては、取引時における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。
- ④口座の残高不足等による取引の不成立その他の事由により当行に生じた損害については、お客さまの負担になります。

3. 本人確認、取引内容の特定等

- (1)お客さまは、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）を希望する場合には、申込時に、当行所定の方法によりテレフォンバンキングの暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）の届出を行うものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (2)お客さまは、本サービスを利用するに際しては、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）あてに、当行所定の電話機を使用して電話をかけるものとします。
- (3)当行は、前記(2)の電話を受けた場合、お客さまについて、当行が適当と認める方法による確認（暗証番号の確認を含みますが、これに限りません。なお、ご利用を希望のサービスによっては、当行所定の本人特定事項を確認させていただくこともあります。）をすることにより、本人確認を行うものとし、かかる確認が完了した時点で、正当な取引権限を有するお客さまによる本サービスの利用であるものとみなします。
- (4)お客さまからの依頼内容は、当行において、前記(3)による確認および依頼内容の確認が完了した時点で確定するものとします。理由のいかんを問わず、当該各確認が完了しない場合には、当行はお客さまからの依頼がなかったものとみなして本サービスの取扱いをいたしません。当該各確認が完了し、お客さまからの依頼内容が確定した後は、当行が後記(6)により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合（商品によっては当行所定の期限内に限り別途定める手続をさせていただける場合にかかる取扱いをするのが適当と認めることがあります。）を除き、原則できないものとします。
- (5)お客さまからの依頼内容は、自動的に当行の電話レコーダーに記録され、相当期間保管されます。取引内容または残高等に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じたときは、当行の電話レコーダーに記録された内容を正当なものとして処理させていただきます。ただし、電話レコーダーが正常に作動せず、または録音された音声等が明確に聞き取れないなど、電話レコーダーに記録された内容による処理が困難な場合には、当行がお客さまからの依頼内容に関して個別に作成した受付票に記載されている内容に従った依頼があったものとして処理させていただきます。

ます。

- (6)お客さまからの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、前記(4)による当該依頼内容の確定後、当行が当該依頼内容に係る処理手続に着手することをもって行うものとします。

4. 取引金額・数量の引落とし等

- (1)前記3.(6)の処理手続において、取引金額・数量の引落とし等の処理をする必要がある場合、当行は、別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に、当行所定の方法により、取引金額・数量の引落とし等の処理をすることができるものとします。
- (2)前記(1)において、取引金額・数量の引落とし等の処理とは、振込、振替、預金の預入・解約・払戻し等および投資信託受益権等の取得・解約等の際に、手続上指定可能な利用口座および指定預金口座のうちお客さまが指定した口座(以下「引落とし等指定口座」といいます。)について行う引落とし等の処理のことをいいます。

5. 取引の不成立、処理不能、内容確認、取消・変更・訂正

(1)取引の不成立

後記④から⑨までのいずれか一つにでも該当する場合には、お客さまからの依頼に基づく資金移動等サービスによる取引は、当行のお客さまに対する承諾のいかん、事前の通知等のいかんにかかわらず、不成立となります。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- ①お客さまからの依頼内容に係る処理手続において、取引金額・数量等(手数料・消費税等を含むことがあります。)が、当該取引の引落とし等指定口座から引落とし等の処理をすることができる金額・数量等を超えるとき。
- ②お客さまが指定した口座(引落とし等指定口座を含みます。)が一つでも解約済であるなど不存在のとき。
- ③引落とし等指定口座について、お客さまから支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- ④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
- ⑥金融機関による顧客等の本人確認について定めた法令(政令・省令を含みます。)に基づく本人確認が行えなかったとき。
- ⑦通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等(電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。)により、取扱いができなくなったとき。
- ⑧お客さまからの依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境その他の前提事情の変更等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理(商品の取扱中止、申込の取消処理等の形式のいかんを問いません。)を必要と認めたとき。
- ⑨前記①から⑧までのほか、取引の成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続が

当行所定の時限までに完了しないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適当または不可能と認めたとき。

(2) 取引の処理不能

前記(1)のほか、振込先口座不存在などの理由により振込先金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込その他の資金移動等サービスの取引において指定された口座への入金等（投資信託受益権等の購入・保護預り等の処理手続きを含みます。）ができない場合には、当行はお客さまの承諾なしに、当該振込金額またはその他の資金移動等サービスに係る取引金額を、当行所定の手数料等があるときはこれを控除して、当行所定の方法により、当該取引の引落とし等指定口座に戻入れます。この場合、引落とし済の振込手数料等の返却はいたしません。

(3) 取引内容の確認

①資金移動等サービスによる取引後は、すみやかに取引内容が記載された当行所定の郵便物、通帳記入または照会サービス等により、取引内容を照合してください。

万一、取引内容や残高等に相違がある場合には、直ちにその旨をおおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談・テレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。）にご連絡ください。

②前記①において、お客さまが照合することができる取引内容は、当行所定のものに限ります。

③前記①において、取引内容が記載された当行所定の郵便物とは、資金移動等サービスのうち当行所定の取引を行ったものについて、お客さまの申出にかかわらず、当行がお客さまの届出の住所あてに発送する送付書類のことをいいます。

(4) 取引の取消、変更および訂正

確定したお客さまからの依頼内容に係る処理手続きの完了後は、取引の取消、変更および訂正は、原則できないものとします。

6. 届出事項の変更等

(1) 氏名、住所、電話番号、印章、事前登録口座その他の届出事項に変更がある場合には、後記16. に定める各種規定およびその他の取引関連諸規定に従い直にお客さまから書面その他当行所定の方法により届出てください。ただし、届出事項のうち、当行所定の事項については、後記16. に定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、前記2. (3)①および②の定めに従った変更の届出を本サービスにより行うことができるものとします。

(2) 暗証番号を他人に知られてしまった場合には、直にお客さまからおおぞらホームコールまたは申込店にその旨届出てください。

(3) 前記(1)および(2)の届出を当行所定の手続により受付けるよりも前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(4) お客さまの届出の住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(5)お客様の届出の住所あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

7. 取引履歴の保管

お客様が本サービスを利用して行った依頼内容・取引履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。

8. 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当行はお客様の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客様の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとします。

9. 日本国外からの利用

お客様が居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、お客様は本サービスをご利用いただけません。上記以外のお客様が、一時的に日本国外から利用される場合には、当行はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、その国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによっては、ご利用いただけないことがあります。なお、日本国外からの利用によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

10. 譲渡・質入れ等の禁止

本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

11. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客様または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続されるものとします。

12. 解約等

- (1)本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行の都合による解約の場合には、お客様の届出の住所あてに通知を行うものとし、お客様の都合による解約の場合には、当行所定の方法により届出を行うものとします。
- (2)代表口座に該当しない利用口座の一部または全部が解約された場合には、本契約のうち当該解約口座に関する部分も解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座が解約された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3)代表口座に該当する利用口座の取扱店が変更された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (4)前記(1)から(3)までの場合、本サービスによる取引で未完了のものが残っているときなど、当行が必要と認めたときは、即時に解約できないことがあります。また、本契約が解約されても、それより前に本サービスによりなされた予約取引等につい

ては、実行されることがあります。

(5)お客さまにつき後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からお客さまに事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は本契約を解約し、または本サービスの一部もしくは全部を停止することができるものとします。

①支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含みます。）があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき。

②お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

③相続の開始があったとき。

④住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。

⑤お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。

⑥お客さまがこの規定または当行との他の取引約定に違反したとき。

⑦前記①から⑥までのほか、当行が本契約の解除を必要とする相当の事由が生じたとき。

(6)本サービスの途中で本契約を解約した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本契約の解約によって生じた損害については、当行はいさい責任を負いません。

1 3. 暗証番号の盗用による損害

(1)暗証番号の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、お客さまが暗証番号の盗用または不正な取引に気づいてから速やかに当行へ通知した場合で、かつ当行所定の事項を満たすときは、お客さまは当行に対して後記(2)による補てん対象額の補てんを請求することができます。

(2)前記(1)の請求がなされた場合、不正な取引がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた取引に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（この規定において「補てん対象額」といいます。）を限度として補てんするものとします。

(3)前記(1)および(2)の規定は、前記(1)に係る、当行への通知が、暗証番号が盗用された日（暗証番号が盗用された日が明らかでないときは、暗証番号の盗用による不正な取引が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。

(4)前記(2)の規定にかかわらず、後記のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。

①不正な取引が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、後記A. またはB. のいずれかに該当すること。

A. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。

B. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

②暗証番号の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

(5) 当行が前記(2)による補てんを行う場合において、お客さまが当行以外の者より損失の補償等を受けているときは、この補償等を受けた額の限度において、補てんは行わないものとします。また、お客さまが、不正な取引を行った者から、当該不正な取引に関して損害の賠償または不当利得の返還を受けた場合も、その受けた賠償金または返還金の限度において同様とします。

(6) 当行が前記(2)による補てんを行った場合には、お客さまは当該補てんを行った金額の限度において、不正な取引の支払原資となった預金に関する払戻請求権は消滅します。

1 4. 免責事項

(1) お客さまによる本サービスの利用に伴い当行またはお客さまの指定する口座から引落した金額の全部または一部をお客さまに返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴いお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(2) 後記①から⑤までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

①災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき。

②当行の責めに帰することができない事由により、通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき。

③当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じたとき。

④当行以外の金融機関・投資信託委託会社等の責めに帰すべき事由があったとき。

⑤前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができないとき。

(3) 後記①または②の各場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

①本人確認に供された情報および確認事項、お客さまからの依頼内容等が、電話回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。

②前記5. (3)による照合の結果、取引内容または残高等に相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じ、前記3. (4)から(6)までならびに前記5. (1)および(2)による取扱いをした場合。

(4) 前記3. (3)における本人確認により、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いしましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項（確認した暗証番号を含みますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、

その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行は、前記13.による補てん責任を負う場合を除き、いっさい責任を負いません。

- (5) 本サービスの利用において、お客さまが記名押印（または署名）した書面等に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、印章（または署名）またはその書面等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、利用者が BANK 支店のお客さまである場合には、当行の「BANK 支店取引規定」に定める「印鑑レス取引」の規定およびその他の関連規定の定めが適用されるものとします。
- (6) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (7) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

15. サービスの種類・内容等の改廃および規定の変更

- (1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的にサービスの一部または全部の利用を停止させていただきますことがあります。
- (2) 利用時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 前記(1)および(2)の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) 前記(1)から(3)の定めにかかわらず、不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、当行が本サービスの利用停止または中止を必要とする相当の事由が生じた場合、お客さまに事前に通知または告知することなく、本サービスの利用を一時的に停止または中止します。なお、本サービスの改廃、変更、利用の停止または中止によって生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (6) 前記(5)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

16. 規定の準用

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらダイレクト定期預金規定」「個人向け外貨預金取引関連規定」「普通預金規定（通帳式）」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス（Visa デビット）規定」「振込規定」「投資信託取引関連規定」およびその他の取引関連諸規定により取り扱います。

(2)この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとしします。

17. 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または申込店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

付則： 2020年12月21日より前に本契約をあおぞら銀行所定の方法により締結していた場合の利用口座に関する特別規定

1. (適用範囲)

この特別規定は、お客さまが、2020年12月21日(以下「適用開始日」といいます。)よりも前に本契約を締結し、あおぞらテレフォンバンキングを利用していた場合で、当行本支店における口座の全てを利用口座とする旨のお客さまによる同意等別途当行が定める手続きを行わなかったときの利用口座の取扱いについて定めるものです。

なお、適用開始日前に本契約を締結しあおぞらテレフォンバンキングを利用していた場合であっても、適用開始日以後、本契約の再締結または当行本支店における口座の全てを利用口座とする旨のお客さまによる同意等お客さまが、別途当行が定める手続きを行ったときは、この特別規定は適用されません。

2. (利用口座)

この規定1(4)を以下の通り読み替えて適用するものとしします。

(4)利用口座

①利用口座は、当行本支店におけるお客さま名義の普通預金口座、個人向け外貨普通預金口座、定期預金口座、個人向け円仕組預金口座、個人向け外貨定期預金口座、個人向け特約付外貨定期預金(仕組預金)口座(以下、この①において「当該預金等口座」といいます。)および投資信託口座(以下、この①において「当該投信口座」といいます。)のうち、後記A. およびB. に該当する口座とします。

A. 当該預金等口座のうち申込店(お客さまから本サービスの申込を受付けた当行本支店をいいます。以下同じです。)を取扱店とする口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがあるときを除き、お客さまの指定の有無にかかわらず、すべて利用口座とします。

B. 当該預金等口座のうち申込店以外の店舗を取扱店とする口座および当該投信口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがあるときを除き、あらかじめお客さまより指定のあったものを利用口座とします。

②前記①B. の利用口座の追加、削除については、お客さまから書面その他当行所定の方法によりお届けください。

③本サービスの利用口座とあおぞらインターネットバンキングの利用口座とは一致しないことがあります。

3. (届出事項の変更等)

この規定6(1)に定める届出事項の変更の届出については、利用口座についても6(1)の定めを適用するものとします。

4. (代表口座に該当しない利用口座の解約)

この規定の定めにかかわらず、代表口座に該当しない利用口座の一部または全部の取扱い店が代表口座の取扱い店以外に変更された場合には、本契約のうち当該変更口座に関する部分は解約されたものとみなします。

5. (規定の適用)

この特別規定に定めるところを除き、この規定の各条項が適用されるものとします。

以上

実施日：2022年2月21日